

**土地区画整理事業及び市街地再開発事業の事業計画に係る
口頭意見陳述実施要領**

令和2年6月5日
市街地整備課長決裁

(目的)

第1条 この要領は、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の事業計画に係る口頭意見陳述実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、口頭意見陳述の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(口頭意見陳述の申立て)

第3条 意見書を提出した者が、要綱第2条第1項の規定による申立てをする場合には、「様式1 口頭意見陳述申立書」により行うものとする。

2 知事は、前項の申立てがあった場合には、「様式2 口頭意見陳述の日程調整について」により、原則として申立人の希望を配慮し口頭意見陳述の期日を決定する。

3 口頭意見陳述の場所は、原則として対象事業が施行予定の市町村又はさいたま市浦和区付近とし、前項で決定した期日で会場を調整し決定する。

4 知事は、第2項及び前項により口頭意見陳述の期日及び場所を決定し、申立人には「様式3 口頭意見陳述の実施について」により、対象事業計画の作成者には「様式4 口頭意見陳述の実施について」により招集するものとする。

(代理人)

第4条 申立人が、身体的理由、病気その他やむを得ない事情により陳述できないときは、代理人に陳述をさせることができる。

2 前項の規定により代理人に陳述をさせる場合には、申立人は口頭意見陳述の期日の前日までに知事へ「様式5 委任状」を提出しなければならない。

(補佐人)

第5条 申立人は、要綱第3条第1項の規定による補佐人の帯同許可申請をする場合には、「様式6 補佐人帯同許可申請書」により行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合には帯同の可否について審査し、「様式7 補佐人の許可について」により申立人に通知する。

3 申立人に帯同できる補佐人は一人とし、申立人が他の申立人の補佐人とな

ることは許可されない。

(聴取人)

第6条 知事は、要綱第4条の規定による聴取人の指定について、「様式8 聴取人指定書」により行うものとする。

2 知事は、原則として市街地整備課長を聴取人として指定し、必要に応じて市街地整備課長のほか複数指定することができる。

(口頭意見陳述の実施)

第7条 口頭意見陳述は、申立人ごとに実施し、一人の申立人の陳述時間は、質問及び回答時間を含め原則として45分以内とする。

2 会場の受付では身分証明書等^{※1}の提示を求め、申立人、代理人、補佐人及び対象事業計画の作成者であることの確認を行う。

3 申立人の精神的、身体的状況から介助者が必要な場合には、介助者の立会いを認めるが、補佐人でない介助者は陳述をすることはできない。

4 申立人が、連絡なく、口頭意見陳述の開始時間から30分間を経過しても来場しない場合は、申立てををする機会を放棄したものとみなす。

ただし、来場できない正当な理由がある場合には、後日、口頭意見陳述を行うものとする。

5 口頭意見陳述の冒頭において、聴取人は別紙「注意事項」を説明する。

6 口頭意見陳述の実施後、聴取人は、要綱第6条第1項の規定による陳述結果記録書を「様式9 陳述結果記録書の送付について」により申立人及び対象事業計画の作成者に送付するものとする。

7 作成した陳述結果記録書は、意見書の一部として取り扱う。

※1 身分証明書等

- ・運転免許証
- ・日本国パスポート
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カード（旧 外国人登録証明書）＋自国のパスポート
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

注 意 事 項

1 口頭意見陳述は、意見書で主張し尽くせない事項について、意見をお聞きするものです。

発言は要点を押さえ簡潔に行い、対象事業計画の内容に関係のない意見、質問は御遠慮ください。

2 陳述の時間は、原則として45分以内でお願いします。質問がある場合には、聴取人の許可を得て質問することができます。質問及び回答時間は陳述の時間に含みます。

3 補佐人は、申立人を補佐する場合に限って発言できます。自らの判断による発言等はできません。

4 録音や撮影は御遠慮ください。

ただし、事務局においては、陳述結果記録書を作成のために録音を行います。

5 申立人の陳述が対象事業計画に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することがあります。また、この制限に従わないときは、口頭意見陳述を中止させることがありますので、御注意ください。

6 対象事業計画の作成者は、申立人から質問を受けた場合は、原則としてこの場で回答してください。

7 口頭意見陳述の結果につきましては、後日、陳述結果記録書を申立人と対象事業計画の作成者に送付します。

(以下、必要に応じて)

- 1 口頭意見陳述は、個人情報等を取り扱うことが想定されることから原則非公開とします。

ただし、個々の事案に応じ、申立人及び対象事業計画の作成者の意向を確認した上で、傍聴を認める場合もあります。

また、傍聴を認めた場合でも、秩序維持の必要性が生じた場合は傍聴者の退出を求めます。

- 2 申立人の質問について、回答に調査を要するなどの事情により、この場での回答が難しい場合には、聴取人が回答の方法及び期限を決定します。

(様式1)

口頭意見陳述申立書

令和 年 月 日

埼玉県知事 あて

住所

氏名 (押印不要)

〔土地区画整理法第20条第4項〕
〔都市再開発法第16条第4項〕において準用する行政不服審査法第31条
第1項の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を申立てます。

記

1 事業計画名

地区

事業の事業計画

2 意見書提出日

令和 年 月 日

3 口頭意見陳述の際、事業計画の作成者に対し、事業計画の内容について質問される場合は、事前に質問事項を記入して下さい。

[]

(様式2)

市 整 第 号
令和 年 月 日

(申立人) 様

埼玉県知事 (公印省略)

口頭意見陳述の日程調整について (照会)

地区 事業の事業計画について、令和 年 月 日付で、口頭意見陳述の申立てを受付けました。

つきましては、口頭意見陳述の日程調整をしたいので、必要事項を別紙に御記入の上、御提出してください。

(留意事項)

- 1 回答は郵送等にて、 月 日 () 必着としてください。
- 2 提出された回答を踏まえ、調整の上、日時及び場所等を改めて連絡します。
- 3 回答期限までに連絡がない場合は、県が日時及び場所を決定し連絡します。
- 4 口頭意見陳述の時間は、原則として45分以内です。(質問がある場合、質問及び回答時間を含みます。)
- 5 正当な理由なく口頭意見陳述の期日に出席しない場合は、申立てをする機会を放棄したものとみなします。

担当 (送付先)

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県 都市整備部 市街地整備課

担当

TEL : 048-830-0000

FAX : 048-830-4882

E-mail : 00000@pref.saitama.lg.jp

(別紙)

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 あて

住 所

氏 名 (押印不要)

口頭意見陳述の日程調整について (回答)

令和 年 月 日付け市整第 号で照会のあった、口頭意見陳述の希望日について、下記のとおり回答します。

記

1 口頭意見陳述の実施日について

※御都合のつかない日程に×を記入してください。

	月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)
午前					
午後					

2 上記1の全日程が御都合のつかない場合は、 月 日から 月 日までの平日で御都合のよい日程を複数ご提示ください。

(月 日 午前・午後) (月 日 午前・午後)

(月 日 午前・午後) (月 日 午前・午後)

(様式3)

市 整 第 号
令和 年 月 日

(申立人) 様

埼玉県知事 (公印省略)

口頭意見陳述の実施について (通知)

令和 年 月 日付けで申立てがあった 地区 事業の事業計画
についての口頭意見陳述は、下記のとおり実施することとしましたので、御出
席ください。

記

- 1 日時
令和 年 月 日 () 時 分から
※原則として、陳述の時間は45分以内です。(質問がある場合、質問及び
回答時間を含みます。)
- 2 場所
所在地
名 称
※ 時 分までに、控室 () までお越しください。
- 3 当日お持ちいただくもの
(1) 「様式3 口頭意見陳述の実施について (通知)」 (本通知書)
(2) 身分証明書等 (運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、身体
障害者手帳、在留カード、個人番号カード等)
(3) 「様式7 補佐人の許可について」 (補佐人を帯同する場合)

4 留意事項

- (1) 口頭意見陳述は、書面（意見書）では主張し尽くせない事項について、御意見をお聞きするものです。
- (2) 事業計画の内容に関係の無い個別の御意見、御質問は御遠慮ください。
- (3) 申立人が、身体的理由、病気その他やむを得ない事情により陳述できないときは代理人に、陳述させることができます。その場合、「様式5 委任状」を口頭意見陳述の期日の前日までに提出してください。
- (4) 意見の陳述に当たり、補佐人を帯同する場合には、口頭意見陳述の期日の7日前までに「様式6 補佐人帯同許可申請書」を提出し、許可を得てください。
- (5) 口頭意見陳述において、聴取人の許可を得て、事業計画の作成者に対し質問を發することができます。
- (6) 正当な理由なく口頭意見陳述の期日に出席しない場合は、申立てをする機会を放棄したものとみなします。

担当（問合せ先）

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県 都市整備部 市街地整備課

担当

TEL：048-830-0000

FAX：048-830-4882

E-mail：000000@pref.saitama.lg.jp

4 留意事項

口頭意見陳述において申立人から事業計画について質問が寄せられることがありますので、適切に回答できる方の出席をお願いします。

担当（問合せ先）

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県 都市整備部 市街地整備課

担当

TEL：048-830-0000

FAX：048-830-4882

E-mail：00000@pref.saitama.lg.jp

(様式5)

委任状

令和 年 月 日

埼玉県知事 へ

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任する内容 口頭意見陳述における申立人の権限

委任する理由 _____

本人（申立人） 住 所 _____

氏 名 _____ 署 名 _____ (押印不要)

(留意事項)

代理人におかれましても、身分証明書等（運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳、在留カード、個人番号カード等）を口頭意見陳述の際に持参されますようお願いいたします。

(様式6)

補佐人帯同許可申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 あて

住 所

氏 名 (押印不要)

口頭意見陳述における、補佐人帯同の許可を受けたいので、[土地区画整理法
第20条第4項]
16条第4項]の規定において準用する行政不服審査法第31条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業計画名
 地区 事業の事業計画

- 2 補佐人の帯同を必要とする理由

- 3 補佐人の住所・氏名・陳述者との関係
住所
氏名
陳述者との関係

(様式8)

聴取人指定書

埼玉県都市整備部市街地整備課
埼玉県職員

上記の者を、要綱第4条の規定により、下記の事業計画における口頭意見陳述の聴取人に指定する。

記

(申立人) から令和 年 月 日付けで提出のあった 地区 事業の事業計画

令和 年 月 日

埼玉県知事 (公印省略)

(様式9)

市 整 第 号
令和 年 月 日

(申立人)
(対象事業計画の作成者) 様

聴取人
埼玉県都市整備部市街地整備課長
(公印省略)

陳述結果記録書の送付について (通知)

令和 年 月 日に実施した口頭意見陳述の陳述結果記録書を別紙のとおり作成したので送付します。

陳述結果記録書の内容について、修正箇所が有る場合は、令和 年 月 日までに書面にて、お申立て下さい。

担当 (申立先)

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県 都市整備部 市街地整備課

担当

TEL : 048-830-0000

FAX : 048-830-4882

E-mail : 000000@pref.saitama.lg.jp